

よくあるお問い合わせ

No.	項目	質問	回答
1	入所申請	夏休みだけ利用することは可能か。	可能です。春休み(4月)・夏休み・冬休み・春休み(3月)の長期休業期間のみ利用される場合(期間限定利用)で、クラブに空きがある場合は、二次募集又は随時募集で申請してください。
2	入所申請	同時に複数の市立児童クラブに申請することは可能か。	できません。いずれか1つの児童クラブを選んで申請してください。なお、市立以外の児童クラブへ同時に申請することは可能です。
3	入所申請	兄弟で申請した場合に、どちらかが入れない場合もあるのか。	優先順位を決定する加算点が、低学年の方が高いため、定員を超えた申請があった場合には、下の子(弟)のみが入所可能となる場合があります。
4	入所申請	現時点でどのくらい申請があったか教えてほしい。	申請期間中は、申請状況をお伝えできません。入所決定後に、空き状況を岡山市のホームページに掲載します。
5	入所申請	結果はいつ分かるか。	一次募集は令和7年1月末に、二次募集は令和7年3月上旬に、許可不許可にかかわらず郵送で結果を通知します。随時募集の場合は、申請の翌月中旬に通知します。
6	入所申請	利用を希望するクラブに現時点で空きがないが、空き状況はいつ更新されるか。	一次募集の入所決定後の空き状況は、令和7年2月3日に更新予定です。二次募集以降は、毎月10日頃に更新します。
7	入所申請	入所不許可(保留)の通知が届いたが、定員に空きが出た際に再度申請が必要か。	入所保留の方については、利用可能となり次第、随時入所決定し、通知を送付しますので、改めて申請していただく必要はありません。ただし、定期的に、利用の希望を継続されるかどうかの意思確認をさせていただく予定です。
8	入所申請	児童クラブの利用が必要なくなったが、どうすればよいか。	児童クラブの利用が必要なくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ提出してください。
9	入所要件	現在育児休業中だが、申請可能か(通年利用)。	育児休業中の場合、復帰予定月の前月から利用が可能です。令和7年5月までに復帰予定の場合は、一次募集から申請が可能です(通年利用の場合)。令和7年6月以降に復帰予定で、クラブに空きがある場合は、二次募集又は随時募集で申請してください。
10	入所要件	私立(国立)の小学校に在学しているが、入所できるか。	岡山市に住所を有する場合は、入所できます。ただし、一次募集では申請できません。私立(国立)の小学校に在学している場合など、入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学中(入学予定)で、クラブに空きがある場合は、二次募集又は随時募集で申請してください。
11	申請書類	同居の祖父母の勤務証明等は必要か。	必要ありません。
12	申請書類	ひとり親世帯で、児童扶養手当の証書が更新中であり、新しい証書がまだ届いていないが、どうしたらよいか。	更新前の直近のもの、または更新手続き中とわかる書類の写しを提出し、更新後に再度提出してください。
13	申請書類	就労証明書、入所事由証明書について、いつ時点の証明をしてもらえばよいか。	入所日時点の状況を証明してもらってください。(申請日時点ではありません。)

No.	項目	質問	回答
14	申請書類	就労証明書について、シフト制で早番と遅番があるが、どのように記入してもらえばよいか。	主な勤務時間を記入の上、備考欄に詳細を記入してもらってください。
15	申請書類	就労証明書について、季節によって勤務時間が異なるが、どのように記入してもらえばよいか。	主な勤務時間を記入の上、備考欄に詳細を記入してもらってください。
16	申請書類	減免の対象世帯に該当するが、入所申請時に提出が必要な書類はあるか。	減免については、入所決定後に手続きが必要であり、申請時には必要ありません。
17	申請書類	児童が障害を有する場合の証明書類について、古い日付のものでもよいか。	原則概ね6か月以内のものとしておりますが、症状等が変わりがない場合は、それ以前の日付のものでもかまいません。
18	利用料	突発的に延長利用が必要になった場合、利用は可能か。	可能です。通年利用の場合、スポット利用料金として1回700円をご負担いただきます。ただし、月4回以上利用すると通年利用の月額延長利用料を超えるため、その際月額料金2,500円を上限に負担いただきます。
19	利用料	土曜日を利用するには追加料金が必要か。	必要ありません。
20	変更届	入所要件を就労で申請したが、申請後に退職し、現在は求職中である。届け出は必要か。	必要です。記載事項変更届に、申立書及び求職中であることが確認できる書類を添付の上、提出してください。
21	変更届	通年利用で入所決定後、期間限定利用に変更できるか。	できません。退所(利用辞退)した後に、再度申請し、入所許可を受ける必要があります。その場合、申請しても必ず入所できるとは限りません。
22	変更届	期間限定利用で入所決定後、利用する長期休業期間を増やしたり減らしたりできるか。	利用する期間を減らす場合は、記載事項変更届を提出してください。利用する期間を増やすことはできませんので、退所(利用辞退)した後に、再度必要な期間で申請してください。
23	利用方法	新1年生だが、入学式より前から利用可能か。	4月1日から利用可能です。
24	利用方法	降所について、児童に一人で帰らせることは可能か。	原則17時までは一斉降所(児童が自力で降所)で、それ以降は保護者の迎えによることとしています。ただし、地域の事情等もあるため、詳細は各児童クラブへご確認ください。
25	利用方法	欠席する場合は連絡が必要か。	欠席する場合の連絡方法等については、各児童クラブへご確認ください。なお、入院等で長期間欠席する場合は、岡山市へ相談してください。
26	減免	減免の対象世帯に該当するが、令和6年度に減免が適用されている場合、再度の申請は不要か。	減免は年度ごとに申請が必要です。また、対象世帯に該当していても、申請をしていない場合は適用できません。